

個人情報保護方針

立教学院諸聖徒礼拝堂聖歌隊 OB・OG 会役員会（以下、「役員会」といいます。）は、立教学院諸聖徒礼拝堂聖歌隊 OB・OG 会の運営に伴い個人情報を収集、管理、利用する際には、これらの情報について、本指針に従って取り扱います。

1. 法令順守

役員会は、運営に伴って収集、管理、利用する個人情報について、個人情報保護法等の関連法規及び本指針を誠実に遵守し、適切に取り扱うものとしします。

2. 役員会が取り扱う個人情報

役員会は、立教学院諸聖徒礼拝堂聖歌隊に所属した者、および所属する者につき、以下の項目を取り扱うものとする。

(ア) OB・OG

卒業年、卒業学部学科、パート、住所、氏名（旧姓を含む）、電話番号、メールアドレス、現役時の役職（主に代表のみ）、画像データ、録音データ、会報掲載文章、その他

(イ) 歴代の聖歌隊長

在任期間、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、画像データ、会報掲載文章、配偶者の氏名

(ウ) 歴代の顧問チャプレン

住所、氏名、画像データ、会報掲載文章

(エ) 現役隊員

入学年、学年、学部学科、パート、住所、氏名（旧姓を含む）、電話番号、メールアドレス、役職（主に代表のみ）、画像データ、録音データ、会報掲載文章

3. 個人情報の利用目的

(ア) 役員会は、取得する個人情報を、役員会の行う次の運營業務の範囲および方法により利用します。

① 利用する運營業務の範囲

1. 役員会の規約に定める目的を達成するための諸業務
(会報データの HP 掲載を含む)

② 利用する方法

1. 会報の発送作業（宛名印刷外部発注（第三者提供）を含む）
2. 立教学院諸聖徒礼拝堂聖歌隊（以下、「本隊」といいます）のコンサートのご案内

3. その他役員会あるいは本隊に関するご案内の提供

(イ) 前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意を得ることとします。

(ウ) 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用させていただく場合があります。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(エ) 役員会が個人情報の利用目的を変更する場合には、当該利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行います。また、利用目的を変更した場合には、法令に定める場合を除き、変更された目的を本指針において公表いたします。

4. 適正な取得及び最小限原則

(ア) 役員会は、個人情報を適法かつ適正に取得し、偽りその他不正の手段によって取得しません。

(イ) 役員会は、法令に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく要配慮個人情報を取得することはいたしません。

(ウ) 役員会が取得する個人情報は、役員会の利用目的の達成のために必要かつ最小限のものに限定します。

5. 個人データの内容の正確性の確保等

役員会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めます。

6. 安全管理措置

役員会は、当社が取り扱う個人データにつき、不正アクセス、紛失、改ざんおよび漏えいなどに対する予防対策を実施し、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、安全管理措置に必要な内部ルールを確立し、これを実施するものとします。

7. 役員の監督

役員会は、所属する役員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、役員に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。

8. 委託先の選定及び監督

役員会は、役員会の運営活動に伴い、会報の印刷業務などを外部の事業者へ委託することがあります。役員会は、個人データの取り扱いの全部または一部について外部の事業者へ委託する場合には、その取り扱いを適正かつ確実にを行うことができると認められる事業者を選定し、委託するものとします。

9. 第三者提供

役員会が保有する個人データは、ご本人の同意ある場合を除き、原則として第三者に提供しません。ただし、次に掲げる場合は、第三者に提供することがあります。

(ア) 法令に基づく場合

(イ) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

(ウ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

(エ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

10. 個人情報保護管理者等

役員会は、下記に定める役員を個人情報保護管理者と定め、個人情報保護の実現のための体制を整備し、管理するものとします。

(ア) 役員会会長

(イ) 役員会副会長

(ウ) HP および名簿を所管する担当役員

11. 苦情相談窓口

役員会の個人情報の取り扱いに関する苦情、相談などは下記窓口にご連絡ください。

【苦情相談窓口】

info@rikkyo-choir-alumni.com

〒171-8501

東京都豊島区西池袋 3-34-1

立教大学ロイドホール 5F Dr. Shaw 研究室

立教学院諸聖徒礼拝堂聖歌隊 OB・OG 会 宛

12. 保有個人データの表示等

(ア) 役員会は、以下の個人データを保有しています。

- ① OB・OG 名簿ファイル
- ② 年会費・賛助金、その他懇親会費用等の支払い履歴
- ③ 会報掲載用の懇親会時等に撮影する画像データ

(イ) 保有する担当役員は、副会長、HP および名簿所管担当役員です。

(ウ) 保有個人データの利用目的

- ① OB・OG 名簿ファイル
前記第 3、(ア) 記載の目的
- ② 年会費・賛助金、その他懇親会費用等の支払い履歴
前記第 3、(ア) 記載の目的
- ③ 会報掲載用の懇親会時等に撮影する画像データ
前記第 3、(ア) 記載の目的

13. 保有個人データの開示請求等

役員会は、所定の方法による請求がなされ、ご本人確認を行い、以下の区分に従って開示が適切と役員会が判断した場合には、保有個人データの開示等を行うものとします。

(ア) 保有個人データのご本人への開示

ご本人は、役員会が保有する、ご本人に関する保有個人データの開示を求めることができます。ただし、次に掲げる場合、役員会は、保有個人データの全部または一部を開示しないことがあります。

- ① ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- ② 役員会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
- ③ 他の法令に違反することとなる場合

(イ) 保有個人データの訂正等

ご本人は、役員会が保有する、ご本人に関する保有個人データの内容が真実でないと考えた場合、当該保有個人データの訂正、追加または削除（以下、「訂正等」といいます。）を求めることができます。ただし、役員会が遅滞なく必要な調査を行った結果、データ内容が誤りでない場合、または利用目的達成のために訂正等

が必要でないと役員会が判断した場合は、役員会は、訂正等を行わない音があります。

(ウ) 保有個人データの利用停止等

役員会が保有する、ご本人に関する保有個人データが、利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱われた場合、偽りその他不正の集団により取得された場合、またはご本人の同意がないなど正当な理由なく第三者に提供された場合、ご本人は、当該保有個人データの利用停止または消去（以下、「利用停止等」といいます。）を求めることができます。ただし、利用停止等に多額の費用を要する場合または利用停止等を行うことが困難な場合、利用停止等をせず、これに代わる措置をとることがあります。

(エ) 開示等の手続き

保有個人データの開示、訂正等、利用停止等を求めるご本人は、役員会が定める書式により、下記開示等請求先までお申し出ください。

(オ) 保有個人データの利用目的に関しては公開しておりますので、個別の開示請求に対応しません。

【開示等請求先】

info@rikkyo-choir-alumni.com

〒171-8501

東京都豊島区西池袋 3-34-1

立教大学ロイドホール 5F Dr. Shaw 研究室

立教学院諸聖徒礼拝堂聖歌隊 OB・OG 会 宛

【開示等にかかる手続き】

● 必要的記載事項

- ① 本人確認：ご本人の氏名、卒業年、学部学科、住所、電話番号
- ② 請求事項（開示、利用停止、訂正）
- ③ 請求理由
- ④ （代理人による開示等請求の場合）代理人の氏名、住所、ご本人との続柄

14. 継続的改善

(ア) 役員会は、上記の各条項を実践するため、役員会の個人情報の取り扱いについて継続的に検討を加え、見直し及び改善を図ってまいります。

(イ) 役員会は、個人情報の適正な取り扱いを実施するため、適宜、本指針を見直すこ

ととし、本指針を変更した場合は速やかに公表いたします。

15. 施行

2017年8月1日施行

立教学院諸聖徒礼拝堂聖歌隊OB・OG会役員会
副会長（施行時） 吉井孝幸